

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について

平成 20 年 11 月 25 日
保 健 福 祉 部

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について、関係市町村議会の協議の議決が必要なことから、その概要を報告します。

1 改正の趣旨

岩手県後期高齢者医療広域連合関係市町村から各 1 人の議員を選出するため、議員定数を改めるとともに、議員の選挙方法を各市町村議会において 1 人を選挙、選出できるよう所要の整備を行うものである。

2 改正の主な内容

岩手県後期高齢者医療広域連合の「議会の組織」及び「議員の選挙方法」の見直し

(1) 議会の組織

- ・ 議会の議員の定数「20 人」を「35 人」に改める。
- ・ 広域連合議員は「関係市町村の長及び議会の議員のうち、市町村長 10 人、市町村議会議員 10 人」を「関係市町村の長又は議会の議員」に改める。

(2) 議員の選挙方法

- ・ 関係市町村の長及び議会の議員のうちから、各関係市町村の議会において 1 人を選挙する。

3 施行期日

平成 21 年 3 月 1 日

4 その他

岩手県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表は裏面

5 今後の予定

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| (1) 12 市議会定例会で協議議決 | (平成 20 年 12 月) |
| (2) 市町村から広域連合長に協議議決の報告 | (平成 20 年 12 月) |
| (3) 広域連合長が岩手県知事に規約改正の許可申請 | (平成 20 年 12 月) |
| (4) 岩手県知事から許可 | (平成 21 年 1 月) |
| (5) 改正規約の施行 | (平成 21 年 3 月 1 日) |

岩手県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第6条まで 省略</p> <p>(広域連合の議会の組織)</p> <p>第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>20人</u>とする。</p> <p>2 広域連合議員は、<u>関係市町村の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。</u></p> <p>(1) 市町村長 <u>10人</u></p> <p>(2) 市町村議会議員 <u>10人</u></p> <p>(広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。</p> <p>(1) <u>前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長若しくは町村長をもって組織する団体又は関係市町村の長の総数の6分の1以上のもの</u></p> <p>(2) <u>前条第2項第2号に掲げる者 すべての市議会若しくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議会の議員の定数の総数の20分の1以上の者</u></p> <p>2 <u>広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者の中から、関係市町村の議会において選挙するものとする。</u></p> <p>3 <u>関係市町村の議会における選挙は、地方自治法第118条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第95条の規定を準用する部分を除く。)の規定の例による。</u></p> <p>4 <u>広域連合議員の当選人は、関係市町村の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。</u></p>	<p>第1条から第6条まで 省略</p> <p>(広域連合の議会の組織)</p> <p>第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>35人</u>とする。</p> <p>2 広域連合議員は、<u>関係市町村の長又は議会の議員により組織する。</u></p> <p>(広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 広域連合議員は、<u>関係市町村の長及び議会の議員のうちから、各関係市町村の議会において1人を選挙する。</u></p> <p>2 <u>関係市町村の議会における選挙は、地方自治法第118条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第95条の規定を準用する部分を除く。)の規定の例による。</u></p>
<p>第9条から第18条まで 省略</p>	<p>第9条から第18条まで 省略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この規約は、平成21年3月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この規約の施行の際、現に広域連合議員となっている者は、この規約の施行の日に、この規約による改正後の岩手県後期高齢者医療連合規約(以下「改正後の規約」という。)第8条第1項の規定により選挙され、広域連合議員となったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>平成23年4月26日までの間においては、改正後の規約第7条第1項中「35人」とあるのは「36人」と、第8条第1項中「1人」とあるのは「1人(北上市にあっては、2人)」と読み替えるものとする。</u></p>